

目次

第1章 総則

- 第1節 目的（第1条—第3条）
- 第2節 組織（第4条—第9条）
- 第3節 職員組織（第10条）
- 第4節 評議会、教授会及び全学教育推進センター、FD委員会（第11条—第14条）
- 第5節 学年、学期及び休業日（第15条—第17条）

第2章 学部通則

- 第1節 修業年限及び在学年限（第18条・第19条）
- 第2節 入学（第20条—第28条）
- 第3節 教育課程及び履修方法等（第29条—第36条）
- 第4節 休学・転学及び退学（第37条—第43条）
- 第5節 卒業及び学位授与（第44条・第45条）
- 第6節 賞罰（第46条・第47条）
- 第7節 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人学生（第48条—第53条）
- 第8節 検定料及び授業料等（第54条—第62条）
- 第9節 公開講座（第63条）
- 第10節 交通規制（第64条）

附則

第1章 総則

第1節 目的

（理念・目的）

- 第1条 北海道医療大学（以下「本学」という。）は、建学の理念「知育・徳育・体育 三位一体による医療人としての全人格の完成」に基づき、生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな専門職業人を養成することによって、地域社会ならびに国際社会に貢献することを教育理念とする。
- 2 本学は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）並びに建学の理念及び教育理念に基づき、深く専門の学術を教授・研究し、幅広く深い教養に基づく豊かな人間性と高度で正確な専門知識・技術を有し、保健・医療・福祉を中心とする多様な分野と連携・協調して行動し、地域社会や国際社会で活躍できる専門職業人の養成を目的とする。
- 3 薬学部薬学科においては、薬剤師としての社会的使命を正しく遂行し得るために必要な豊かな人間性、薬と医療にかかわる科学的知識、研究・実習を通じて体得した技能と問題解決能力を有する人材の養成を教育目的とする。
- 4 歯学部歯学科においては、豊かな人間性と職業倫理を備え、人々の健康の維持・増進に寄与するとともに、地域のおよび国際的視野から歯科医学の発展及び歯科医療の向上に貢献できる歯科医師の養成を教育目的とする。
- 5 看護福祉学部看護学科においては、人々の健康と福祉の向上のために、看護と福祉を総合的に俯瞰した専門的知識・技術を修得し、人々の尊厳を守り、維持するための総合的ヒューマンケアを実践できる看護専門職業人としての看護師の養成を教育目的とする。
- 6 看護福祉学部福祉マネジメント学科においては、人々の健康と福祉の向上のために、看護と福祉を総合的に俯瞰した専門的知識・技術を修得し、人々の尊厳を守り、維持するための総合的ヒューマンケアの観点から社会福祉士や精神保健福祉士など臨床現場をはじめ、保健・福祉・行政などの場でリーダーとして活躍できる専門職業人の養成を教育目的とする。
- 7 心理科学部臨床心理学科においては、心にかかわる自然科学と人文社会科学が連携した教育を通して、生命の価値に対する真摯な倫理観を涵養し、心の障害、コミュニケーション障害を一生の出来事として受け止めることが出来る知性と感性を備えた公認心理師や産業カウンセラー、スクール

カウンセラー等の心理学に関する専門的知識を修得した人材の養成を教育目的とする。

- 8 リハビリテーション科学部理学療法学科においては、豊かな人間性と確固たる職業倫理観を身につけ、人々の健康と保健・福祉の向上に寄与するとともに、人々が暮らす生活に根差した地域的及び国際的視野から医療の向上に貢献できるリハビリテーションのコアスタッフとしての理学療法士の養成を教育目的とする。
- 9 リハビリテーション科学部作業療法学科においては、豊かな人間性と確固たる職業倫理観を身につけ、人々の健康と保健・福祉の向上に寄与するとともに、人々が暮らす生活に根差した地域的及び国際的視野から医療の向上に貢献できるリハビリテーションのコアスタッフとしての作業療法士の養成を教育目的とする。
- 10 リハビリテーション科学部言語聴覚療法学科においては、豊かな人間性と確固たる職業倫理観を身につけ、人々の健康と保健・福祉に寄与するとともに、人々が暮らす生活に根差した地域的及び国際的視野から医療の向上に貢献できるリハビリテーションのコアスタッフとしての言語聴覚士の養成を教育目的とする。
- 11 医療技術学部臨床検査学科においては、最先端の科学的知識を基盤とする専門知識と技術に裏打ちされた課題解決能力を身につけ、確固たる倫理観と専門性に基づいて保健・医療・福祉の分野で社会に貢献できる専門職業人としての臨床検査技師の養成を教育目的とする。

(自己評価等)

第2条 前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(教育方法等の改善)

第3条 教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研究及び研修の実施に努めるものとする。

#### 第2節 組織

(学部)

第4条 本学に次の学部を置く。

薬学部

歯学部

看護福祉学部

心理科学部

リハビリテーション科学部

医療技術学部

2 前項の各学部には、次の学科及びその収容定員は、次のとおりとする。

薬学部 薬学科 収容定員 1,000名 (入学定員 160名 2年次編入学定員 4名 3年次編入学定員 5名)

歯学部 歯学科 収容定員 480名 (入学定員 80名)

看護福祉学部 看護学科 収容定員 400名 (入学定員 100名)

福祉マネジメント学科 収容定員 330名 (入学定員 80名 3年次編入学定員 5名)

心理科学部 臨床心理学科 収容定員 300名 (入学定員 75名)

リハビリテーション科学部 理学療法学科 収容定員 320名 (入学定員80名)

作業療法学科 収容定員 160名 (入学定員40名)

言語聴覚療法学科 収容定員 240名 (入学定員 60名)

医療技術学部 臨床検査学科 収容定員 240名 (入学定員 60名)

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

2 前項の大学院に、次の研究科を置く。

薬学研究科

歯学研究科

看護福祉学研究科

心理科学研究科

リハビリテーション科学研究科

医療技術科学研究科

3 大学院に関する規程は、別に定める。

(病院等)

第6条 本学に、歯学教育等に係る臨床・研究の場として機能するとともに、歯科及び医科の診療を通じて地域医療の向上に寄与するために、教育研究施設として北海道医療大学病院（以下「大学病院」という。）及び北海道医療大学歯科クリニック（以下「歯科クリニック」という。）を置く。

2 大学病院及び歯科クリニックに関する規程は、別に定める。

(総合図書館)

第7条 本学に総合図書館を置く。

2 総合図書館に関する規程は、別に定める。

(薬用植物園)

第8条 本学薬学部に、附属薬用植物園（以下「薬用植物園」という。）を置く。

2 薬用植物園に関する規程は、別に定める。

(附属研究所等)

第9条 本学に研究所、研究施設及び教育学術支援のための組織（以下「附属研究所等」という。）を置くことができる。

2 附属研究所等に関する規程は、別に定める。

### 第3節 職員組織

(職員組織)

第10条 本学に次に掲げる職員を置く。

(1) 教育職員（学長、教授、准教授、講師、助教、助手）

(2) 事務職員

(3) 技術職員

(4) 医療職員

### 第4節 評議会、教授会及び全学教育推進センター、FD委員会

(評議会)

第11条 本学に評議会を置く。

2 評議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 学長

(2) 副学長

(3) 総合図書館長

(4) 各学部長

(5) 各研究科長

(6) 先端研究推進センター長

(7) 大学病院長

(8) 歯科クリニック院長

(9) 予防医療科学センター長

(10) 歯学部附属歯科衛生士専門学校長

(11) 学長が指名する教授

3 評議会は、次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

(1) 全学の教育及び研究の基本に関する事項

(2) 学則その他教学に関する重要な規程の制定及び改廃に関する事項

(3) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いの基本に関する事項

(4) 学位授与の基本に関する事項

(5) 学生の学修評価の基本に関する事項

(6) 教育課程の編成の基本に関する事項

(7) 教員の教育研究業績の審査等の基本に関する事項

(8) その他学長が評議会の意見を聴くことが必要と定める事項

4 評議会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 評議会に関し、その他必要な事項は別に定める。

(教授会)

第12条 本学各学部に教授会を置く。

2 各学部の教授会は、当該学部の教授をもって組織する。

3 各学部の教授会は、各学部に関する次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 学生の学修評価に関する事項

(4) 教育課程の編成に関する事項

(5) 教員の教育研究業績の審査等に関する事項

(6) その他学部長が必要と定める事項及び学長から諮問のあった事項

4 各学部の教授会は、前項に規定するもののほか、学部長が統括する教育研究に関する事項について審議し、及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 教授会に関し、その他必要な事項は別に定める。

(全学教育推進センター)

第13条 本学における教養教育等全学教育を円滑に推進するとともに、全学教育担当教員の学部横断的な教育・研究活動を促進するため、全学教育推進センターを置く。

2 全学教育推進センターに関し、必要な事項は別に定める。

(FD委員会)

第14条 本学に第3条の目的を達成し、教員の教育方法等に関わる能力開発 (Faculty Development 以下「FD」という。)を推進するため、FD委員会を置く。

2 FD委員会に関し、その他必要な事項は別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期・クォーター)

第16条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各期間について、学長が必要と認めるときは、変更することがある。

3 第1項に定める各学期に二つの期間 (以下「クォーター」という。)を置くことができる。

4 各クォーターの始期及び終期については、別に定める。

(休業日)

第17条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

(3) 創立記念日 10月10日

(4) 春期休業日 4月1日から4月5日まで

(5) 夏期休業日 7月10日から8月31日まで

(6) 冬期休業日 12月10日から翌年1月25日まで

(7) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで

2 学長が必要と認めるときは、休業日を変更又は臨時休業日を定めることがある。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第18条 薬学部の修業年限は6年とする。ただし、第26条に規定する編入学生の修業年限は次の各号のとおりとする。

(1) 2年次編入学生 5年

(2) 3年次編入学生 4年

2 歯学部の修業年限は6年とする。

- 3 看護福祉学部の修業年限は4年とする。ただし、第26条に規定する編入学生の修業年限は2年とする。
- 4 心理科学部の修業年限は4年とする。
- 5 リハビリテーション科学部の修業年限は4年とする。
- 6 医療技術学部の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第19条 看護福祉学部、心理科学部、リハビリテーション科学部並びに医療技術学部の学生は8年を超えて在学することはできない。

- 2 薬学部並びに歯学部の学生は12年を超えて在学することはできない。
- 3 第26条から第28条までの規定により入学または転学科した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。
- 4 第1項から第3項までの規定にかかわらず、第1学年及び第2学年の在学期間は、通算して4年を超えることができない。

## 第2節 入学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、学年始とする。ただし、再入学及び転入学については、学期始とする。

(入学資格)

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修了年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規程による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第22条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出するものとする。

(入学者の選考)

第23条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第24条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保証人連署の誓約書及び所定の書類に入学金その他の経費を添えて入学手続を完了しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第25条 保証人は、学生が在学中に本学に対して負う学費・諸納付金等の債務、施設・備品等に損害を与えた場合の損害賠償金、その他一切の債務について、保証書に定める極度額の範囲内において、学生と連帯して保証するものとする。

- 2 保証人は、身上引受人として、学生の身上について一切の責任を負うものとする。
- 3 保証人に関し、その他必要な事項は学生通則に定める。

(編入学)

第26条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) その他、各学部が定める編入学に関する規程により入学資格があると認められた者

2 編入学に関する規程は、別に定める。

3 第1項第3号及び前項の定めに関わらず、歯学部、看護福祉学部看護学科、心理科学部、リハビリテーション科学部並びに医療技術学部については、欠員のある場合に限り編入学を志願する者の選考を行なうこととし、実施方法等は教授会においてその都度定める。

(転入学・転学科)

第27条 他大学の学生で当該大学長の承認を得て転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

2 本学の学生で、同一学部の他の学科あるいは異なる学部の学科への転学科を志願する者があるときは、選考のうえ、学年始めに限り、原則として第1学年への転学科を許可することがある。

3 転入学および転学科に関する規程は別に定める。

(再入学)

第28条 本学を退学した者が再入学を志願するときは、欠員のある場合に限り、原学年以下に入学を許可することがある。

2 再入学に関する規程は別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法等

(教育課程・授業科目)

第29条 本学の教育課程は、全学教育と専門教育からなる。

2 全学教育は、全学部の学生を対象として共通の教育内容をもって開講される授業科目からなる。

3 専門教育は、学部によって異なる専門性の教育内容をもって開講される授業科目からなる。

4 各学部の授業科目、教職課程に関する科目及び単位、時間数は、別表に掲げるとおりとする。

5 学長が必要と認めたときは、各学年に配当する授業科目並びに時数を変更することがある。

6 第2項の全学教育に関し、必要な事項は、北海道医療大学全学教育科目規程の定めるところによる。

7 教職課程に関する科目は取得することのできる教育職員の免許状及び免許教科の種類に関するものとする。

(単位・時間数)

第30条 薬学部の学生は、別表に定めるとおり、全学教育科目32単位及び専門教育科目160単位、総計192単位以上修得しなければならない。

2 歯学部の学生は、別表に定めるとおり、全学教育科目54単位、専門教育科目234単位、総計288単位以上、又は全学教育科目52単位、専門教育科目236単位、総計288単位以上修得しなければならない。

3 看護福祉学部看護学科の学生は、別表に定めるとおり、全学教育科目32単位、専門教育科目103単位、総計135単位以上、福祉マネジメント学科の学生は、別表に定めるとおり、全学教育科目33単位、専門教育科目98単位、総計131単位以上修得しなければならない。

4 心理科学部臨床心理学科の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目27単位、専門教育科目100単位、総計127単位以上修得しなければならない。

5 リハビリテーション科学部理学療法学科の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目28単位、専門教育科目101単位、総計129単位以上、作業療法学科の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目28単位、専門教育科目104単位、総計132単位以上、言語聴覚療法学科の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目25単位、専門教育科目103単位、総計128単位以上修得しなければならない。

6 医療技術学部の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目30単位、専門教育科目114単位、総計144単位以上修得しなければならない。

7 各学部の編入学生が本学において修得すべき単位数は、他大学等において修得したと本学が認定した単位を勘案し、別に定めるものとする。

8 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする学生は、上記の各項に定める単位を修得す

るほか、別表に定める教職課程に関する科目から教育職員免許法及び同法施行細則に規定する所要の単位を修得しなければならない。

(授業の方法)

第31条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかの方法により又はこれらの併用により行う。

2 前項の授業は、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位)

第32条 各学部における授業科目に対する単位数は、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮し、次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間ないし30時間をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間ないし45時間をもって1単位とする。

2 各学部の授業科目ごとの単位については、別表に掲げるとおりとする。

(本学以外の教育施設等における学修)

第33条 教育上有益と認めるときは、学生が行う本学以外における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位は、60単位を限度とする。

(1年間の授業期間)

第34条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(成績)

第35条 授業科目の成績の評価は、優・良・可・不可の4種とし、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とし、優・良・可を合格、不可を不合格とする。

(その他)

第36条 この節に定めるもののほか、履修方法等については、各学部の履修規程の定めるところによる。

2 看護福祉学部福祉マネジメント学科ケア・マネジメントコースにおいては、介護福祉士学校指定規則に定める各科目の出席時間数が学校指定規則に定める時間数の3分の2(ただし、介護実習については5分の4)に満たない者については履修の認定を行わない。

第4節 休学・転学及び退学

(休学)

第37条 疾病その他特別の理由により続けて2か月以上の期間、修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命じることができる。

(休学期間)

第38条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、更に1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 前項の規定に関わらず、学生が本籍国において兵役に服するために休学する場合は、この限りではない。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。ただし、兵役による休学期間は、休学期間の通算年数に算入しない。

4 休学期間は、第19条の在学期間には算入されない。

(復学)

第39条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第40条 他大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第41条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は、当該学部の教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 学費等の納入を怠り督促してもなお納付しない者
- (2) 第19条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第38条第3項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 死亡、又は1年以上行方のわからない者

(復籍)

第43条 前条第1号により除籍された者は、別に定める「学費等未納による除籍者の復籍取扱い規程」により復籍を許可することがある。

第5節 卒業及び学位授与

(卒業)

第44条 看護福祉学部、心理科学部、リハビリテーション科学部及び医療技術学部に4年以上、薬学部及び歯学部に6年以上在学し、第30条において各学部ごとに定める単位を修得した者については、当該学部の教授会及び評議会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 薬学部に編入学後、2年次編入は5年以上、3年次編入は4年以上、看護福祉学部に編入学後2年以上在学し、第30条に定める単位を修得した者については、当該学部の教授会及び評議会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第45条 学長は卒業した者に対して、学士の学位を授与することができる。

薬学部 学士(薬学)

歯学部 学士(歯学)

看護福祉学部

看護学科 学士(看護学)

福祉マネジメント学科 学士(臨床福祉学)

心理科学部

臨床心理学科 学士(臨床心理学)

リハビリテーション科学部

理学療法学科 学士(理学療法学)

作業療法学科 学士(作業療法学)

言語聴覚療法学科 学士(言語聴覚療法学)

医療技術学部

臨床検査学科 学士(臨床検査学)

2 学位に関する規程は、別に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第46条 学生として表彰に価する行為があった者に対し、学長は当該学部の教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第47条 学生が、その本分に反する行為又は本学の諸規程等に違反する行為を行ったときは、当該学部の教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 次の各号の一に該当する者に対し、退学を行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 正当な理由がなくして出席常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第7節 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人学生

(研究生)

第48条 特定の専門事項について、研究することを志願する者があるときは、各学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。



3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(臨床研究生)

第49条 大学病院又は歯科クリニックにおいて、特定の臨床研修を志願するものがあるときは、選考のうえ、臨床研究生として入学を許可することができる。

2 臨床研究生の在学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(聴講生)

第50条 特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、各学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生は学期ごとに許可する。

(科目等履修生)

第51条 本学において開設する一または複数の授業科目の履修を志願する本学の学生以外の者があるときは、各学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

(外国人学生)

第52条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人学生として入学を許可することができる。

2 外国人学生に対しては、全て本学則の規程を準用する。

(その他)

第53条 研究生、臨床研究生、聴講生及び科目等履修生に関する規程は別に定める。

第8節 検定料及び授業料等

(学生納入金)

第54条 入学検定料、入学金、授業料等の金額は、次のとおりとする。

(単位：円)

	薬学部	歯学部	看護福祉学部		心理科学部	リハビリテーション科学部			医療技術学部	備考
			看護学科	福祉マネジメント学科	臨床心理学科	理学療法学科	作業療法学科	言語聴覚療法学科	臨床検査学科	
入学検定料	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	大学入学共通テスト以外 大学入学共通テスト
	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	
入学金	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	入学時
授業料	前期	前期	前期	前期	前期	前期	前期	前期	前期	第1学年
	650,000	1,750,000	450,000	195,000	300,000	387,500	387,500	387,500	425,000	
	後期	後期	後期	後期	後期	後期	後期	後期	後期	第2学年以降
	950,000	2,050,000	750,000	495,000	600,000	687,500	687,500	687,500	725,000	
	1,900,000	4,100,000	1,500,000	990,000	1,200,000	1,375,000	1,375,000	1,375,000	1,450,000	

2 前項に規定する入学検定料は、前期又は後期入学試験の中で複数学科（同一学科を複数日受験す

る場合も含む)に併願する場合も1学科分の金額とする。

3 編入学生の入学検定料、入学金、授業料の金額は、第1項に準ずる。

4 看護福祉学部福祉マネジメント学科の専門科目のうち選択履修できる学生数を制限する科目を履修する学生の特別実習費及び教職課程履修費の金額は、次のとおりとする。

特別実習費：50,000円

教職課程履修費：50,000円

5 リハビリテーション科学部作業療法学科の専門科目のうち選択履修できる学生数を制限する科目を履修する学生のコース履修費の金額は、次のとおりとする。

音楽療法士コース履修費：50,000円

6 第1学年の「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料減免対象者の前期・後期ごとの授業料は、授業料年額を均等に分割した金額とする。

(実験実習材料費)

第55条 学生は実験実習に必要な機械器具、材料等を所定の期日までに準備しなければならない。その品目は本学が指定する。

(授業料の納入)

第56条 授業料は学年度の当初において、これを納入する。ただし、次の2期に分けて納付することができる。

1期 4月15日まで

2期 9月15日まで

(復学等の場合の授業料)

第57条 復学者及び留年者に対しては、当該学年の授業料を徴収する。

(退学及び除籍の場合の授業料等)

第58条 前期又は後期中途中で退学し又は除籍された者に対しては、当該期分の授業料等を徴収する。

(休学の場合の授業料)

第59条 前期又は後期中途中で休学した者は、休学した当該期の授業料等を全額納入するものとする。

2 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、当該期は授業料等に替えて休学在籍料を納入するものとする。休学在籍料は半期50,000円とする。

(授業料等の徴収の猶予)

第60条 経済的理由によって納入が困難であり、かつ、学業優秀又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料等の徴収を猶予することがある。

2 授業料等納入猶予期間は、納入期限後(1・2期とも)3か月以内とし、納入しない者は、第42条第1号により除籍とする。

(研究生、臨床研究生、聴講生及び科目等履修生の授業料)

第61条 研究生、臨床研究生、聴講生及び科目等履修生の検定料及び授業料の金額は、次のとおりとする。

	研究生	臨床研究生	聴講生	科目等履修生	備考
	円	円	円	円	
検定料	3,000	3,000	5,000	10,000	入学時のみ
入学金	50,000	10,000	—	—	
履修登録料	—	—	—	15,000	
授業料	300,000	50,000	10,000	20,000	年額、聴講生および科目等履修生(1単位又は15時間)

(納入した授業料等)

第62条 納入した検定料、入学金、授業料及びその他の諸納金は、特別の事情のある場合を除き返戻しない。

第9節 公開講座

(公開講座)

第63条 本学は公開講座を開くことができる。

第10節 交通規制

(交通規制)

第64条 医療人を養成する本学の使命並びに交通事情に鑑み、交通事故を未然に防止するため交通規制を行う。交通規制については、学生通則に定める。

附 則

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年10月12日から施行する。

附 則

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第42条（学位の授与）については平成3年9月2日から施行する。

附 則

- この学則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第29条に定める平成5年度歯学部第2・3・4学年学生の単位時間数については、別表に定める通り141単位とする。
- 平成5年度から平成9年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりにする。

区分	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
歯学部					
歯学科	700名	680名	660名	640名	620名
薬学部					
薬学科	240名	240名	240名	240名	240名
衛生薬学科	240名	240名	240名	240名	240名
看護福祉学部					
看護学科	80名	160名	260名	360名	360名
医療福祉学科	80名	160名	260名	360名	360名
医療福祉専攻					

医療福祉学科 臨床心理専攻	50名	100名	170名	240名	240名
------------------	-----	------	------	------	------

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 平成8年3月31日以前に薬学部薬学科または同衛生薬学科に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の学則による。
- 平成8年度から平成11年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
歯学部 歯学科	640名	620名	600名	600名
薬学部 薬学科 衛生薬学科 総合薬学科	180名 180名 120名	120名 120名 240名	60名 60名 360名	480名
看護福祉学部 看護学科 医療福祉学科 医療福祉専攻 医療福祉学科 臨床心理専攻	360名 360名 360名 240名	360名 360名 360名 240名	360名 360名 360名 240名	360名 360名 360名 240名

附 則

- この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 改正後の学則第29条第3項及び別表の規定は平成9年4月1日以降に1年次に入学した学生から適用する。
- 改正後の学則第29条第4項の規定は平成11年4月1日以降に3年次に編入学した学生から適用する。
- 前2項の規定にかかわらず、改正後の学則別表の看護福祉学部医療福祉学科（医療福祉専攻）専門教育科目及び医療福祉学科（臨床心理専攻）専門教育科目中、「音楽療法技術総論」、「音楽療法技術各論Ⅰ」、「音楽療法技術各論Ⅱ」、「音楽表現技術Ⅰ」、「音楽表現技術Ⅱ」、「音楽表現技術Ⅲ」、「音楽療法演習」、「音楽療法現場実習」については、平成9年4月1日現在で2年次以上に在学する学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 改正後の学則別表の看護福祉学部医療福祉学科（医療福祉専攻）専門教育科目中、「精神保健福祉論A」、「精神保健福祉論B」、「精神保健福祉論C」、「精神医学B」、「精神保健学A」、「精神保健学B」、「精神科リハビリテーション学A」、「精神科リハビリテーション学B」、「精神保健福祉援助技術総論A」、「精神保健福祉援助技術総論B」、「精神保健福祉援助技術各論A」、「精神保健福祉援助技術各論B」、「精神保健福祉援助演習」、「精神保健福祉援助実習」については、平成12年4月1日現在で2年次以上に在学する学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成13年9月1日から施行する。

附 則



言語聴覚療法学科	230名	230名	230名	230名	230名	230名
----------	------	------	------	------	------	------

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第51条第2項の規定は平成18年10月1日より適用する。
- 改正後の学則第29条第2項及び別表の歯学部歯学科基礎教育科目並びに専門教育科目については、平成19年4月1日現在で2年から5年に在学する学生にも適用する。
- 第51条第1項の規定は平成19年4月1日以降に入学した学生から適用する。ただし、休学者、復学者及び留年者については、当該学年の授業料を徴収する。

附 則

- この学則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第51条第2項の規定は平成19年9月1日より適用する。
- 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目については、平成20年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。
- 改正後の学則別表の看護福祉学部（学部共通自由選択科目）については、平成20年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。

附 則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 平成21年度から平成24年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
薬学部				
薬学科	620名	780名	940名	940名
総合薬学科	0名	0名	0名	0名
歯学部				
歯学科	600名	600名	600名	600名
看護福祉学部				
看護学科	380名	380名	380名	380名
臨床福祉学科	380名	380名	380名	380名
心理科学部				
臨床心理学科	265名	260名	265名	270名
言語聴覚療法学科	227名	224名	227名	230名

- 改正後の学則別表の看護福祉学部臨床福祉学科の全学教育科目及び専門教育科目については、平成21年4月1日以降に3年次に編入する学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成21年12月17日から施行する。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目については、平成22年4月1日現在で第2学年から第5学年に在学する学生にも適用する。
- 改正後の学則別表の看護福祉学部臨床福祉学科の「教職に関する科目」は、平成22年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

附 則

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「解剖学・口腔解剖学」については、平成23年4月1日現在で第2学年に在学する学生にも適用し、専門教育科目を205.5単位修得とする。
- 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「口腔生命基礎科学」については、平成23年4月1日現在で第3学年に在学する学生にも適用し、専門教育科目を203.5単位修得とする。

附 則

- 平成23年4月1日現在看護福祉学部看護学科第4学年に在学する学生は、学則別表の看護福祉学

部全学教育科目のうち、平成23年度1・2・3学年に適用される「法学」の授業題目のひとつとして開講される「日本国憲法」を履修することができる。

- 2 平成23年4月1日現在看護福祉学部看護学科第1ないし第3学年に在学する学生は、学則別表の看護福祉学部全学教育科目のうち、平成23年度第1・2・3学年に適用される「法学」の授業題目のひとつとして開講される「日本国憲法」を、学則別表の履修年次の経過後であっても履修することができる。
- 3 平成23年夏期休業期間中に集中講義として開講された「日本国憲法」を履修した、看護福祉学部看護学科に在学する学生は前二項により「日本国憲法」を履修したものとする。
- 4 この学則は、平成23年9月22日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度から平成28年度までの間の収容定員は、第4条第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。ただし、看護福祉学部看護学科、同臨床福祉学科、心理科学部臨床心理学科及び同言語聴覚療法学科の平成27年度及び平成28年度の収容定員は第4条第2項に定めるところによる。

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
薬学部					
薬学科	950名	960名	970名	980名	990名
歯学部					
歯学科	580名	560名	540名	520名	500名
看護福祉部				—	—
看護学科	389名	398名	408名		
臨床福祉学科	369名	358名	348名		
心理科学部				—	—
臨床心理学科	277名	284名	294名		
言語聴覚療法学科	238名	246名	253名		

- 3 第51条第1項の規定は、平成24年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、休学者、復学者及び留年者については、当該学年の授業料を徴収する。
- 4 改正後の学則別表の薬学部薬学科教育科目中専門教育科目については、平成24年4月1日現在で第2学年から第4学年に在学する学生にも適用する。この場合、当該別表中「必修138.5単位、選択31.5単位」とあるのは「必修140.5単位、選択29.5単位」とする。
- 5 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目については、平成24年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。
- 6 改正後の学則別表の看護福祉学部看護学科教育科目中全学教育科目および専門教育科目については、平成24年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、平成24年3月31日以前に入学した者で平成24年4月1日以降に復学した者及び留年者についても適用する。
- 7 改正後の学則別表の看護福祉学部臨床福祉学科教育科目中全学教育科目及び専門教育科目については、平成24年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、平成24年4月1日以降に3年次に編入学する学生にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度から平成28年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
薬学部				
薬学科	960名	970名	980名	990名
歯学部				
歯学科	560名	540名	520名	500名
看護福祉学部				
看護学科	398名	408名	—	—
臨床福祉学科	358名	348名	—	—

心理科学部				
臨床心理学科	284名	294名	—	—
言語聴覚療法学科	246名	253名	—	—
リハビリテーション科学部				
理学療法学科	80名	165名	250名	—
作業療法学科	40名	85名	130名	—

- 3 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、第2・3・4・5・6学年に配当される科目は、平成25年4月1日現在で第2・3・4・5・6学年に在学する学生に適用し、当該学年以降にも配当する。
- 4 平成25年4月1日現在で第2学年から第6学年に在学する学生の卒業に必要な単位数は第29条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	全学教育科目 (基礎教育科目)	専門教育科目	総計
第2学年	66.0単位	230.7単位	296.7単位
第3学年	60.0単位	230.7単位	290.7単位
第4学年	58.0単位	228.6単位	286.6単位
第5学年	58.0単位	226.5単位	284.5単位
第6学年	40.0単位	202.4単位	242.4単位

附 則

この学則は、平成25年5月27日から施行し、平成25年4月1日現在で第1学年に在籍する学生に適用する。

附 則

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 平成26年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 改正後の学則別表の歯学部歯学科全学教育科目のうち、第2・3・4学年に配当される科目については、平成26年4月1日現在で第2・3・4学年に在学する学生に適用する。
- 改正後の学則別表の看護福祉学部看護学科専門教育科目における実習科目の開講時期については、平成26年4月1日現在で第2・3・4学年に在学する学生にも適用する。

附 則

- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 平成27年3月31日以前に心理科学部言語聴覚療法学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 平成27年度から平成29年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
薬学部			
薬学科	980名	990名	1,000名
歯学部			
歯学科	520名	500名	480名
看護福祉学部			
看護学科	—	—	—
臨床福祉学科	—	—	—
心理科学部			
臨床心理学科	—	—	—
言語聴覚療法学科	200名	140名	70名
リハビリテーション科学部			
理学療法学科	250名	—	—
作業療法学科	130名	—	—
言語聴覚療法学科	60名	120名	190名

- 4 改正後の第19条第4項の規定にかかわらず、平成27年3月31日において現に第1学年又は第2学



年に在籍する者の在学年限については、なお従前の学則による。

- 5 改正後の第29条第1項及び別表の薬学部薬学科教育科目全学教育科目並びに専門教育科目については、平成27年4月1日以降に入学した者から適用する。
- 6 全学教育科目の基礎科目「人文社会科目」の備考欄に記載した事項は、平成27年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。
- 7 「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅰ」および「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅱ」「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅲ」については、平成27年4月1日現在で第2学年に在学する学生にも適用する。
- 8 「スクールソーシャルワーク論」の履修については、平成27年4月1日現在で第2学年に在学する学生にも適用する。
- 9 改正後の学則別表のリハビリテーション科学部理学療法学科専門教育科目については平成27年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。
- 10 改正後の学則別表のリハビリテーション科学部作業療法学科専門教育科目については平成27年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅰ」「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅱ」については、平成28年度4月1日現在で臨床福祉学科第2学年・第3学年に在学する学生にも適用する。
- 3 「スクールソーシャルワーク論」「スクールソーシャルワーク演習」および「スクールソーシャルワーク実習指導」については、平成28年4月1日現在で臨床福祉学科第2学年・第3学年に在学する学生にも適用する。
- 4 平成27年4月1日施行の改正学則附則第5項の規定にかかわらず、当該改正学則第29条第1項及び別表の薬学部薬学科教育科目全学教育科目並びに専門教育科目の規定は、平成27年3月31日以前に薬学部薬学科に入学し、平成27年4月1日以降に入学した者と同一学年になった者にも適用する。
- 5 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「外科・整形外科学」については、平成28年3月31日以前に歯学部歯学科に入学し、平成28年4月1日現在で第1学年から第3学年に在学する学生にも適用する。この場合、専門教育科目を235.2単位修得する。
- 6 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「海外臨床研修A」、「海外臨床研修B」については、平成28年3月31日以前に歯学部歯学科に入学し、平成28年4月1日現在で第1学年から第4学年に在学する学生にも適用する。
- 7 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「海外臨床実習A」、「海外臨床実習B」については、平成28年3月31日以前に歯学部歯学科に入学し、平成28年4月1日現在で第1学年から第5学年に在学する学生にも適用する。
- 8 改正後の学則別表の心理科学部臨床心理学科専門教育科目については、平成28年4月1日以降に入学した者から適用する。
- 9 改正後の第19条第3項の規定は、施行日に在学する学生にも適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第51条第1項の規定は、平成29年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、休学者、復学者及び留年者については、当該学年の授業料を徴収する。
- 3 改正後の学則別表の歯学部歯学科全学教育科目及び専門教育科目については、平成29年4月1日現在で第1学年・第2学年に在学する学生にも適用する。この場合、全学教育科目を58.0単位、専門教育科目を239.2単位修得する。
- 4 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「医療コミュニケーション」については、平成29年4月1日現在で第3学年に在学する学生にも適用する。
- 5 改正後の学則別表のリハビリテーション科学部言語聴覚療法学科専門教育科目については、平成29年4月1日現在で第2学年に在学する学生にも適用する。
- 6 改正後の学則別表の薬学部薬学科教育科目全学教育科目「自然科学入門」については、平成29年3月31日以前に薬学部薬学科に入学し、平成29年4月1日以降に入学した者と同一の学年になった

者にも適用し、薬学部専門教育科目「医療薬学Ⅰ実習」については、平成29年4月1日現在で第1学年から第3学年に在学する者にも適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の心理学部臨床心理学科専門教育科目については、平成30年4月1日以降に入学した者から適用する。ただし、平成30年3月31日以前に心理学部臨床心理学科に入学し、引き続き在学する学生は、学則別表の心理学部臨床心理学科専門教育科目のうち、公認心理師科目を履修することができる。
- 3 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「歯科生物学」については、平成30年3月31日以前に歯学部歯学科に入学し、平成30年4月1日現在で第1学年に在学する学生にも適用する。
- 4 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「歯科医学研究Ⅰ」、「歯科医学研究Ⅱ」、「歯科医学研究Ⅲ」、「歯科医学研究Ⅳ」、「歯科医学研究Ⅴ」については、平成30年3月31日以前に歯学部歯学科に入学し、平成30年4月1日現在で第1学年から第5学年に在学する学生にも適用する。
- 5 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「海外医療時事問題研究Ⅰ」、「海外医療時事問題研究Ⅱ」、「海外医療時事問題研究Ⅲ」については、平成30年3月31日以前に歯学部歯学科に入学し、平成30年4月1日現在で第1学年から第4学年に在学する学生にも適用する。
- 6 「地域共生社会演習Ⅰ」は、平成30年4月の第3学年より、「地域共生社会演習Ⅱ」は、平成31年4月の第4学年より適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度から平成33年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成31年度	平成32年度	平成33年度
医療技術学部 臨床検査学科	60名	120名	180名

- 3 平成31年度から平成34年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
薬学部 薬学科	999名	998名	997名	996名

- 4 改正後の学則第29条第5項および別表の規程は、平成31年4月1日以降に第1学年に入学した者から適用する。
- 5 改正後の学則別表の歯学部歯学科全学教育科目及び専門教育科目については、平成31年3月31日以前に歯学部歯学科に入学し、平成31年4月1日以降に入学した者と同一の学年になった者にも適用する。
- 6 改正後の学則別表の心理学部全学教育科目については、平成31年3月31日以前に心理学部臨床心理学科に入学し、平成31年4月1日以降に入学した者と同一の学年になった者にも適用する。

附 則

この学則は、令和元年9月26日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の薬学部薬学科全学教育科目のうち、「多職種連携」については、令和2年3月31日以前に薬学部薬学科に入学し、令和2年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。
- 3 改正後の学則別表の歯学部歯学科全学教育科目のうち、「多職種連携」については、令和2年3月31日以前に歯学部歯学科に入学し、令和2年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。
- 4 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「歯内療法学」については、令和2年3月31日以前に歯学部歯学科に入学し、令和2年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。

- 5 改正後の学則別表の看護福祉学部全学教育科目のうち、「多職種連携」については、令和2年3月31日以前に看護福祉学部看護学科及び同臨床福祉学科に入学し、令和2年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。
- 6 改正後の学則別表の看護福祉学部看護学科専門教育科目のうち、「卒業研究」については、令和2年3月31日以前に看護福祉学部看護学科に入学し、令和2年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。
- 7 改正後の学則別表の看護福祉学部臨床福祉学科専門教育科目のうち、「福祉と当事者のリアルⅡ」及び「アダプテッド・スポーツ演習」については、令和2年3月31日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、令和2年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。
- 8 改正後の学則別表の心理科学部全学教育科目のうち、「多職種連携」については、令和2年3月31日以前に心理科学部に入学し、令和2年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。
- 9 改正後の学則別表のリハビリテーション科学部理学療法学科、作業療法学科及び言語聴覚療法学科の全学教育科目のうち、「多職種連携」については、令和2年3月31日以前にリハビリテーション科学部理学療法学科、作業療法学科及び言語聴覚療法学科に入学し、令和2年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。
- 10 改正後の学則別表の医療技術学部全学教育科目のうち、「多職種連携」については、令和2年3月31日以前に医療技術学部臨床検査学科に入学し、令和2年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。
- 11 第52条第6項の規定は、令和2年4月1日以降に入学した者から適用する。

附 則

この学則は、令和2年9月29日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度から令和4年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	令和3年度	令和4年度
薬学部 薬学科	997名	996名
歯学部 歯学科	—	—
看護福祉学部 看護学科	409名	—
臨床福祉学科	334名	—
心理科学部 臨床心理学科	302名	—
リハビリテーション科学部		
理学療法学科	330名	325名
作業療法学科	170名	165名
言語聴覚療法学科	250名	—
医療技術学部 臨床検査学科	180名	—

- 3 改正後の学則別表の薬学部薬学科専門教育科目のうち、「薬学総合演習」については、令和3年3月31日以前に薬学部薬学科に入学し、令和3年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。
- 4 令和3年3月31日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 5 変更後の学則別表の心理科学部専門教育科目については、令和3年3月31日以前に心理科学部に入学し、令和3年4月1日以降に入学した者と同一の学年になった者にも適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の薬学部薬学科専門教育科目のうち、「薬学特別演習Ⅳ」、「薬学特別演習Ⅴ」、「医療データサイエンス入門Ⅰ」、「医療データサイエンス入門Ⅱ」については、令和4年3月31日以前に薬学部薬学科に入学し、令和4年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。
- 3 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「医療データサイエンス入門Ⅰ」、「医療データサイエンス入門Ⅱ」については、令和4年3月31日以前に歯学部歯学科に入学し、令和4年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。
- 4 令和4年3月31日以前に看護福祉学部看護学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。
- 5 看護福祉学部福祉マネジメント学科の学科名称は、令和4年3月31日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する学生にも適用する。
- 6 改正後の学則別表の臨床心理学科専門教育科目のうち、「医療データサイエンス入門Ⅰ」、「医療データサイエンス入門Ⅱ」については、令和4年3月31日以前に心理科学部に入学し、令和4年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。
- 7 改正後の学則別表のリハビリテーション科学部理学療法学科および作業療法学科の専門教育科目のうち、「医療データサイエンス入門Ⅰ」「医療データサイエンス入門Ⅱ」については、令和4年3月31日以前にリハビリテーション科学部理学療法学科および作業療法学科に入学し、令和4年4月1日現在で第2学年に在学する者にも適用する。
- 8 令和4年3月31日以前に医療技術学部に入学者、引き続き在学する者については、従前の学則による。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の歯学部歯学科全学教育科目及び専門教育科目については、令和5年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。この場合、専門教育科目を230単位修得する。
- 3 改正後の学則別表の看護福祉学部福祉マネジメント学科専門教育科目のうち、「医療概論」及び教職課程履修科目のうち、「教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む）」については、令和4年4月1日以降に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、令和5年4月1日現在で第2学年に在学する学生にも適用する。
- 4 改正後の学則別表の看護福祉学部福祉マネジメント学科専門教育科目のうち、「介護実習Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ」、「家族療法」及び「クリニカルソーシャルワーク」については、令和5年3月31日以前に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、令和5年4月1日現在で第2学年から第3学年に在学する学生及び令和5年4月1日以降に3年次に編入学した学生にも適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第38条第2項及び第3項の規定は、施行日に在籍する学生にも適用する。
- 3 改正後の学則別表の歯学部歯学科全学教育科目及び専門教育科目については、令和6年4月1日現在で第2学年から第5学年に在学する者にも適用する。この場合、専門教育科目を231単位修得する。
- 4 改正後の学則別表の看護福祉学部福祉マネジメント学科専門教育科目のうち、「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」及び「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」については、令和3年4月1日以降に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、令和6年4月1日現在で第2学年以上に在学する者にも適用する。
- 5 改正後の学則別表の看護福祉学部福祉マネジメント学科教職課程履修科目のうち、「総合的な探究の時間の指導法」については、令和6年3月31日以前に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、引き続き在学する学生にも適用する。
- 6 改正後の学則別表の心理科学部専門教育科目のうち、「医療データサイエンス入門Ⅰ」及び「医療データサイエンス入門Ⅱ」については、令和6年4月1日現在で第2学年に在学する者にも適用する。

## 附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「固定性補綴学」、「外科・整形外科学」、「その他の隣接医学」については、令和7年4月1日現在で第2学年から第3学年に在学する者にも適用する。また「有床義歯補綴学」については、令和7年4月1日現在で第2学年から第4学年に在学する者にも適用する。これらの場合、専門教育科目を232単位修得する。
- 3 改正後の学則別表のリハビリテーション学部作業療法学科全学教育科目のうち「多職種連携」については、令和7年4月1日現在で在学するすべての学生に適用する。

別表

薬学部薬学科教育科目  
全学教育科目

種類	科目区分	授業科目	単位数		開講年次・時間数												備考		
					1 学年		2 学年		3 学年		4 学年		5 学年		6 学年				
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
教養教育	導入科目	文章指導	2		30														
	教養科目	人間と思想		2	30														
				2	30														
				2		30													
		人間と文化		2		30													
				2		30													
				2		30													
人間と社会		2		30															
		2		30															
		2			30														
基礎教育	外国語科目	英語 I	1		30														
			1			30													
		英語 II	1		30														
			1			30													
	初修外国語		1		30														
			1		30														
	健康・運動科学科目	運動科学演習	1		30														
				1		30													
	情報科学科目	情報科学	2		30														
	自然科学科目	物理学・数学		2		30													
				2		30													
		化学		2		30													
				2		30													
		生物学		2		30													
				2		30													
			自然科学入門		1		30												
				1		30													
	1			30															
自然科学実験	1		54																
医療基盤教育	医療基盤科目	地域連携	2		30														
		医療倫理	2			30													
		多職種連携	2		30														
				[2]						30									

・全学教育科目32単位以上履修（必修24単位、選択8単位）  
 ・単位数欄が [ ] の科目は、卒業単位に含まない。  
 ・授業科目について配当単位の記載が複数ある場合は、複数の授業題目により行われることを示し、それぞれの授業題目を一つの授業科目として履修することができる。







	総合	薬学総合演習	10															300
実習	基本	基礎薬学Ⅰ実習	2			60												
		基礎薬学Ⅱ実習	2				60											
		衛生薬学実習	2					60										
		基礎薬学Ⅲ実習	2					60										
		医療薬学Ⅰ実習	2						60									
		医療薬学Ⅱ実習	2							60								
		医療薬学Ⅲ実習	4								60	120						
	実務	実務実習（病院）	10															450
実務実習（薬局）		10															450	
研究		総合薬学研究	10														450	

## 2 選択科目

系	授業科目	単位数		開講年次・時間数												備考		
				1 学年		2 学年		3 学年		4 学年		5 学年		6 学年				
				必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
専門 選択 科目	医療推計学		1					15										
	臨床栄養学		1							15								
	フィジカルアセスメント		1							15								
	処方解析演習		1													30		
	看護実践学		1													15		
	レギュラトリーサイエンス		1													15		
	ヘルスエコノミクス		1													15		
	医療福祉活動演習Ⅰ		1				30											
	医療福祉活動演習Ⅱ		1						30									
	医療福祉活動演習Ⅲ		1								30							
	グローバルコミュニケーションⅠ		1								30							
	グローバルコミュニケーションⅡ		1								30							
	自由 選択	薬学基礎研究Ⅰ		[1]		15												
薬学基礎研究Ⅱ			[1]			30												
薬学基礎研究Ⅲ			[1]					30										
医療データサイエンス入門Ⅰ			[2]								30							
医療データサイエンス入門Ⅱ			[2]								30							

・ 専門教育科目160単位以上履修

（必修112単位、選択2単位、実習16単位、実務実習20単位、総合薬学研究10単位）

・ 単位数欄が [ ] の科目は、卒業単位に含まない。

・ 全学教育科目及び専門教育科目を総計192単位以上履修

（必修136単位、選択10単位、実習16単位、実務実習20単位、総合薬学研究10単位）



医療 基盤 教育	医療基盤科目	多職種連携	2		30												
			2		30												
				(2)					(30)		(30)		(30)				
			2				30										
			2						30								
			2								30						
			(*1) を選択：全学教育科目合計54単位修得（うち必修47単位） (*1) を非選択：全学教育科目合計52単位修得（うち必修47単位）														

\*単位欄の（ ）は自由選択科目であり、卒業単位には含まない。

\*全学教育科目の（\*1）と専門教育科目の（\*2）からいずれかを選択する。

歯学部歯学科 専門教育科目

授業科目	単位		開講年次・時間数												計	備考	
			1年		2年		3年		4年		5年		6年				
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			前期
歯学概論	2		30	30												60	
歯の解剖学	1		30													30	
歯の解剖学実習	2			60												60	
人体構造科学	2		30													30	
人体機能科学	2		30													30	
医療経営学		2	30													30	2単位修得 (*2)
医療データサイエンス入門Ⅰ		2	30												30		
医療データサイエンス入門Ⅱ		2		30											30		
組織学・発生学	5				120	30										150	実習を含む。
解剖学・口腔解剖学	10				240	60										300	実習を含む。
生理学・口腔生理学	5				60	90										150	実習を含む。
生化学・口腔生化学	5				60	90										150	実習を含む。
微生物学・口腔微生物学	5				60	90										150	実習を含む。
歯科理工学Ⅰ	1			30												30	
歯科理工学Ⅱ	6				60	120										180	実習を含む。
薬理学・歯科薬理学	5						90	60								150	実習を含む。
病理学・口腔病理学	5						60	90								150	実習を含む。
臨床口腔病理学	2								60							60	実習を含む。
公衆衛生学	2					60										60	実習を含む。



歯科医学研究Ⅳ	(1)							(30)					(30)
歯科医学研究Ⅴ	(1)								(30)				(30)
海外医療時事問題研究Ⅰ	(1)			(30)									
海外医療時事問題研究Ⅱ	(1)				(30)								
海外医療時事問題研究Ⅲ	(1)							(30)					
海外臨床研修A	(1)						(30)						(30)
海外臨床研修B	(2)						(60)						(60)
海外臨床実習A	(1)								(30)				(30)
海外臨床実習B	(2)								(60)				(60)
(* 2) を選択：専門教育科目236（うち必修232単位）単位修得 (* 2) を非選択：専門教育科目234（うち必修232単位）単位修得													

\* 単位欄の（ ）は自由選択科目であり、卒業単位には含まない。

\* 全学教育科目の（\* 1）と専門教育科目の（\* 2）からいずれかを選択する。

看護福祉学部 看護学科〈全学教育科目〉

種類	科目区分	授業科目	開講年次・時間数								備考					
			単位数		1年		2年		3年			4年				
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期		前期	後期			
教養教育	導入科目	基礎ゼミナール		2	30									2単位以上修得		
	教養科目	人間と思想		2	30									3授業科目 6単位以上修得		
		人間と文化		2	30											
		人間と社会		2	(30)											
基礎教育	外国語科目	英語Ⅰ	1				30							必修科目を含め6単位以上修得		
				1				30								
		英語Ⅱ		1		30										
				1			30									
		初修外国語		1	(30)											
				1		(30)										
	健康・運動科学科目	健康・運動科学		2	30									必修科目を含め8単位以上修得		
		健康・運動科学演習		1		30										
	情報科学科目	情報科学		2		30										
		情報処理演習	1		30											
		統計学	2		30											
	自然科学科目	物理学		2	30											
		化学		2		30										
		生物学		2	30											
	人文社会科目	社会学		2	30									8単位以上修得		
経済学			2	30												
			2			30										
法学			2	30												
人類学			2		30											
心理学			2	30												
医療基盤教育	医療基盤科目	地域連携		2	30								必修科目を含め2単位以上修得			
			2		30											
		多職種連携		1				30								
				2							30					

全学教育科目 合計32単位以上修得（うち必修8単位）

\*時間数を（ ）で記載している授業科目は、当該期（前期又は後期）に複数の授業題目により行われる場合があることを示す。

〈看護学科 専門教育科目〉

分類	授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		計
I	看護学原論	2		30								30	必修科目12単位以上
	人間発達論	2		30								30	
	看護福祉学入門	2			30							30	
	臨床心理学	2			30							30	
	看護倫理	2						30				30	
	看護管理論	2							30			30	
	福祉と当事者のリアル I		1	15								15	
II	社会福祉概論	2		30								30	必修科目8単位以上
	家族看護学	1			15							15	
	多文化看護論		1								15	15	
	公衆衛生学Ⅰ	1				15						15	
	公衆衛生学Ⅱ	1									15	15	
	保健医療福祉制度と看護	1					15					15	
	セーフティマネジメント論	2									30	30	
III	医療概論	1		30								30	必修科目20単位以上
	人体構造機能学Ⅰ	1		30								30	
	人体構造機能学Ⅱ	1		30								30	
	人体構造機能学Ⅲ	1			30							30	
	人体構造機能学Ⅳ	1			30							30	
	人体構造機能学演習	1				30						30	
	生化学	1				30						30	
	微生物学	1			30							30	
	薬理学	1				30						30	
	病理学	1			30							30	
	病態・疾患学	1				30						30	
	栄養学	1				30						30	
	成人病態と臨床実践Ⅰ	1				30						30	
	成人病態と臨床実践Ⅱ	1					30					30	
	成人病態と臨床実践Ⅲ	1					30					30	
	老年病態と看護	1					30					30	
	小児病態と看護	1					30					30	
	母性病態と看護	1					30					30	
	精神病態と看護	1					30					30	
	リハビリテーション法	1					30					30	
IV	看護技術論	2			30							30	必修科目63単位以上
	看護技術基礎演習	1			30							30	
	看護技術各論Ⅰ	1				30						30	
	看護技術各論Ⅱ	1					30					30	
	看護技術演習Ⅰ	1				30						30	
	看護技術演習Ⅱ	1					30					30	
	地域在宅看護学	2				30						30	
	在宅看護学各論	1					30					30	

在宅看護学演習Ⅰ	1					30					30	
在宅看護学演習Ⅱ	1						30				30	
ヘルスプロモーション論	1					30					30	
成人看護学	2			30							30	
セルフマネジメント支援論	1					30					30	
クリティカルケア論	1						30				30	
成人看護学演習Ⅰ	1						30				30	
成人看護学演習Ⅱ	1						30				30	
がん看護学	2				30						30	
老年看護学	2				30						30	
老年看護学演習	1						30				30	
小児看護学	2					30					30	
小児看護学演習	1						30				30	
母性看護学	2				30						30	
母性看護学演習	1						30				30	
精神看護学	2					30					30	
精神看護学演習	1						30				30	
皮膚・排泄ケア		1							15		15	
キャリア開発論Ⅰ	1			15							15	
キャリア開発論Ⅱ	1					15					15	
看護実践統合演習	1						30				30	
人々の暮らしを理解する実習	2			90							90	
看護実践基盤実習	3					135					135	
地域包括ケア実習	2							90			90	
健康回復支援実習Ⅰ	3							135			135	
健康回復支援実習Ⅱ	3								135		135	
健康生活支援実習（老年期）	2							90			90	
健康生活支援実習（子どもと家族）	2							90			90	
健康生活支援実習（母子と家族）	2							90			90	
健康生活支援実習（精神）	2							90			90	
人々の暮らしを支援する実習	2								90		90	
卒業研究Ⅰ	1							30			30	
卒業研究Ⅱ	3								90		90	
自由選択科目	看護総合講義		2							30	30	自由選択科目 ※卒業単位に含まない
専門教育科目 合計103単位以上修得												
看護学科 合計135単位以上修得												



看護福祉学部 福祉マネジメント学科 〈全学教育科目〉

種類	科目区分	授業科目	開講年次・時間数										備考	
			単位数		1年		2年		3年		4年			
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
教養教育	導入科目	基礎ゼミナール		2	30									2単位以上修得
	教養科目	人間と思想		2	30									3授業科目 6単位以上修得
		人間と文化		2	30									
		人間と社会		2	(30)									
基礎教育	外国語科目	英語Ⅰ	1				30							必修科目を含め6単位以上修得
			1				30							
		英語Ⅱ		1		30								
				1			30							
		初修外国語		1	(30)									
				1		(30)								
	健康・運動科学科目	健康・運動科学		2	30									必修科目を含め6単位以上修得
		健康・運動科学演習		1		30								
	情報科学科目	情報科学		2		30								
		情報処理演習	1		30									
		統計学	2		30									
	自然科学科目	物理学		2	30									
		化学		2		30								
		生物学		2	30									
	人文社会科目	社会学		2	30									10単位以上修得
		経済学		2	30									
				2			30							
		法学		2	30									
			2		30									
人類学			2		30									
心理学		2		30										
医療基盤教育	医療基盤科目	地域連携		2	30								必修科目を含め3単位以上修得	
		多職種連携		2		30								
				1					30					
			2								30			

全学教育科目 合計33単位以上履修（うち必修9単位）

\*時間数を（ ）で記載している授業科目は、当該期（前期又は後期）に複数の授業題目により行われる場合があることを示す。

〈福祉マネジメント学科 専門教育科目〉

分類	授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考	
				1年		2年		3年		4年			計
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
I	社会福祉原論Ⅰ	2				30						30	
	社会福祉原論Ⅱ	2					30					30	
	看護福祉学入門	2			30							30	
	社会心理学		2			30						30	
	ソーシャルワーク入門	2		30								30	
	福祉哲学と倫理		2							30		30	
	介護コミュニケーション論		4			30	30					60	
	福祉と当事者のリアルⅠ		1	15								15	
	福祉と当事者のリアルⅡ		1			15						15	
	臨床福祉学導入演習	1		30								30	
	精神保健福祉の原理Ⅰ		2			30						30	
	精神保健福祉の原理Ⅱ		2					30				30	
II	社会保障論	4				30	30					60	
	公的扶助論	2				30						30	
	地域福祉論Ⅰ	2				30						30	
	地域福祉論Ⅱ	2					30					30	
	児童福祉論		2		30							30	
	障害者福祉論		2		30							30	
	家族福祉論		2					30				30	
	高齢者福祉論		2			30						30	
	認知症と生活支援						30					30	
	保健医療福祉論		2					30				30	
	医療ソーシャルワーク実践論		2							30		30	
	スクールソーシャルワーク論		2					30				30	
	精神保健福祉制度論		2						30			30	
	民法		2						30			30	
	行政法		2							30		30	
III	医学一般	2				30						30	
	医療概論		1	30								30	
	精神医学		4			30	30					60	
	精神保健学Ⅰ		2			30						30	
	精神保健学Ⅱ		2				30					30	
	薬理学		2				30					30	
	リハビリテーション論		2					30				30	
	アダプテッド・スポーツ演習		1			30						30	
	コーチング論		2				30					30	
	障害基礎医学		2				30					30	

	心身機能構造論		2					30				30
	認知症ケア論		2			30						30
IV	ソーシャルワーク論Ⅰ		2	30								30
	ソーシャルワーク論Ⅱ		2		30							30
	ソーシャルワーク方法論Ⅰ		2			30						30
	ソーシャルワーク方法論Ⅱ		2				30					30
	ソーシャルワーク方法論Ⅲ		2					30				30
	ソーシャルワーク方法論Ⅳ		2						30			30
	精神障害リハビリテーション論		2			30						30
	社会福祉調査法		2					30				30
	マーケティング論		2					30				30
	マネジメント論		2						30			30
	レクリエーションスポーツマネジメント		2							30		30
	社会福祉運営管理論		2					30				30
	介護管理論		2							30		30
	権利擁護・成年後見制度論	2									30	30
	司法福祉論		2								30	30
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	1			30							30
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	1				30						30
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	1					30					30
	ソーシャルワーク演習Ⅳ		2					30	30			60
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1				15	15					30
	ソーシャルワーク実習Ⅰ	1.5					60					60
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		2					30	30			60
	ソーシャルワーク実習Ⅱ		4							180		180
	介護概論Ⅰ		4	30	30							60
	介護概論Ⅱ		4			30	30					60
	介護概論Ⅲ		4					30	30			60
	生活支援技術論Ⅰ		4	30	30							60
生活支援技術論Ⅱ		4			60						60	
生活支援技術論Ⅲ		4				60					60	
生活支援技術論Ⅳ		2					30				30	
生活支援技術論Ⅴ		4					60				60	

生活支援技術論Ⅵ		2						30		30
医療的ケア		7				75	30			105
実地研修Ⅰ		0.5						15		15
実地研修Ⅱ		0.5						15		15
実地研修Ⅲ		0.5						15		15
実地研修Ⅳ		0.5						15		15
実地研修Ⅴ		0.5						15		15
介護過程論Ⅰ		2		30						30
介護過程論Ⅱ		4			30	30				60
介護過程論Ⅲ		4					30	30		60
介護総合演習Ⅰ		1	15	15						30
介護総合演習Ⅱ		1				30				30
介護総合演習Ⅲ		1					15	15		30
介護総合演習Ⅳ		1							30	30
介護実習Ⅰ		1	40							40
介護実習Ⅱ		3				135				135
介護実習Ⅲ		3.5					160			160
介護実習Ⅳ		2.5						115		115
精神保健福祉の理論と方法Ⅰ		2					30			30
精神保健福祉の理論と方法Ⅱ		2						30		30
精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅰ		1.5					15	30		45
精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅱ		1.5							45	45
精神保健福祉ソーシャルワーク実習		5						210		210
精神保健福祉ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		1						45		45
精神保健福祉ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		1							45	45
ソーシャルワーク応用実習		4							180	180
ソーシャルワーク応用実習指導		1							45	45
地域共生社会演習Ⅰ		2					60			60
地域共生社会演習Ⅱ		1						30		30
プロジェクト演習Ⅰ	1							30		30
プロジェクト演習Ⅱ	2								30	30
プロジェクト研究	4								30	30
社会福祉研究法	1							15		15
臨床福祉総合講義		4							30	30
現代社会論		2								30
家族療法		2							30	30
クリニカルソーシャルワーク		2								30

スクール ソーシャル ワーク 教育課程	スクールソーシャル ワーク演習		1						30		30	※卒業単位 に含む
	スクールソーシャル ワーク実習指導		2							30	30	
	スクールソーシャル ワーク実習		2							80	80	
専門教育科目 合計98単位以上履修												
福祉マネジメント学科 合計131単位以上履修												

看護福祉学部福祉マネジメント学科<教育の基礎的理解に関する科目>

※(注) 教職課程履修者のみ適用

授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考	
			1年		2年		3年		4年			計
	必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
教育原理	2			30							30	
教職入門	2			30							30	
教育経営学	2						30				30	
教育心理学	2			30							30	
特別ニーズ教育論	2								30		30	
教育課程論	2			30							30	

看護福祉学部福祉マネジメント学科

<道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目>

※(注) 教職課程履修者のみ適用

授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考	
			1年		2年		3年		4年			計
	必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
総合的な探究の時間の指導法	1							15			15	
特別活動の指導法	2				30						30	
教育の方法と技術(情報通信技術 の活用を含む)	2					30					30	
生徒指導・進路指導論	2					30					30	
教育相談の理論と方法	2					30					30	

看護福祉学部福祉マネジメント学科<教育実践に関する科目>

※(注) 教職課程履修者のみ適用

授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考	
			1年		2年		3年		4年			計
	必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
教育実習指導	2							30			30	
教育実習	2								90		90	
教職実践演習(高)	2									60	60	

看護福祉学部福祉マネジメント学科<教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目>

※(注) 教職課程履修者のみ適用

授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考		
			1年		2年		3年		4年			計	
	必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
法学(日本国憲法)		2		30								30	※教職課程必修
健康・運動科学論(運動科学論)		2	30									30	2科目のうち1科目 2単位以上選択必修
健康・運動科学論(運動科学演習)		1		30								30	
英語Ⅰ(英語コミュニケーションA)	1				30							30	
英語Ⅱ(英語B)	1			30								30	
情報処理演習(情報処理演習)	1		30									30	
情報科学(情報科学)		2		30								30	※教職課程必修

看護福祉学部福祉マネジメント学科<大学が独自に設定する科目>

※(注) 教職課程履修者のみ適用

授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考		
			1年		2年		3年		4年			計	
	必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
地域連携(地域ボランティア論)		2	30									30	
精神医学		4			30	30						60	
精神保健学Ⅰ		2			30							30	
学校教育の課題		2							30			30	
スクールソーシャルワーク論		2						30				30	
スクールソーシャルワーク演習		1						30				30	*
スクールソーシャルワーク実習指導		2								30		30	*
スクールソーシャルワーク実習		2								80		80	*

\*スクールソーシャルワーク教育課程履修者のみ履修することができる。

看護福祉学部福祉マネジメント学科<教科及び教科の指導法に関する科目(公民)>

※(注) 教職課程履修者のみ適用

授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考		
			1年		2年		3年		4年			計	
	必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
法学(法学概論)		2	30									30	
民法		2					30					30	※教職課程(公民)必修
人間と社会(国際社会福祉論)		2		30								30	※教職課程(公民)必修
行政法		2							30			30	※教職課程(公民)必修
法学(日本国憲法)		2		30								30	※教職課程(公民)必修

地域福祉論Ⅰ	2				30						30	
地域福祉論Ⅱ	2					30					30	
家族福祉論		2					30				30	
現代社会論		2								30	30	※教職課程（公民）必修
権利擁護・成年後見制度論	2								30		30	
社会保障論	4				30	30					60	
社会心理学		2			30						30	※教職課程（公民）必修
福祉哲学と倫理		2							30		30	※教職課程（公民）必修
公民総合		2							30		30	
公民科教育法	4							60			60	

看護福祉学部福祉マネジメント学科＜教科及び教科の指導法に関する科目（福祉）＞

※（注）教職課程履修者のみ適用

授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考	
			1年		2年		3年		4年			計
	必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
社会福祉原論Ⅰ	2				30						30	
社会福祉原論Ⅱ	2					30					30	
ソーシャルワーク入門	2			30							30	
公的扶助論	2				30						30	
高齢者福祉論		2			30						30	※教職課程（福祉）必修
児童福祉論		2		30							30	※教職課程（福祉）必修
障害者福祉論		2		30							30	※教職課程（福祉）必修
ソーシャルワーク論Ⅰ		2	30								30	※教職課程（福祉）必修
ソーシャルワーク論Ⅱ		2		30							30	※教職課程（福祉）必修
ソーシャルワーク方法論Ⅰ		2			30						30	※教職課程（福祉）必修
ソーシャルワーク方法論Ⅱ		2				30					30	※教職課程（福祉）必修
保健医療福祉論		2					30				30	
医療ソーシャルワーク実践論		2							30		30	
介護総合演習Ⅰ		1	15	15							30	※教職課程（福祉）必修
リハビリテーション論		2					30				30	※教職課程（福祉）必修
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1				15	15					30	
ソーシャルワーク実習Ⅰ	1.5						60				60	
医学一般	2				30						30	

心身機能構造論		2				30				30	*教職課程（福祉）必修
認知症ケア論		2			30					30	*教職課程（福祉）必修
障害基礎医学		2				30				30	*教職課程（福祉）必修
福祉科教育法	4									60	

看護福祉学部福祉マネジメント学科

<特別支援教育に関する科目（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）>

※（注）教職課程履修者のみ適用

授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考	
			1年		2年		3年		4年			計
	必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
特別支援教育論	2			30							30	
知的障害者の心理・生理・病理	2					30					30	
肢体不自由者の心理・生理・病理	2					30					30	
病弱者の心理・生理・病理	2					30					30	
障害児教育の指導法	2				30						30	
統合教育	2								30		30	
肢体不自由教育	2							30			30	
病弱教育	2							30			30	
知的障害教育	2						30				30	
発達障害児教育論	2								30		30	
重複障害児教育論	2								30		30	
視覚・感覚障害児教育論	2							30			30	
特別支援教育実習指導	2									30	30	
特別支援教育実習	2									90	90	



心理科学部＜全学教育科目＞

種類	科目区分	授業科目名	単位数		開講年次・時間数								備考		
			必修	選択	1年		2年		3年		4年				
					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
教養教育	導入科目	基礎ゼミナール	2		30										
		文章指導		2	30										
	教養科目	人間と思想		2	(30)										4 授業科目 8 単位以上修得
				2		(30)									
				2				(30)							
		人間と文化		2	(30)										
				2			(30)								
		人間と社会		2	(30)										
	2				(30)										
基礎教育	外国語科目	英語Ⅰ	1		(30)									2 単位修得	
			1			(30)									
		英語Ⅱ	1				(30)							2 単位修得	
			1					(30)							
		初修外国語	1			(30)									
			1			(30)									
	1				(30)										
	情報科学科目	情報科学		2		30									
情報処理演習		1		(30)									2 単位修得		
統計学		2		30											
健康・運動科学科目	健康・運動科学		2	30											
医療基盤教育	医療基盤科目	多職種連携	2		(30)										
				2							30				
		地域連携		2	(30)										
				2			(30)								
	医療倫理		2	(30)											
全学教育科目 合計27単位以上修得（うち必修12単位）															

\*時間数を（ ）に設定している授業科目は、複数の授業題目により行われる場合があることを示す。

<臨床心理学科 専門教育科目>

種類	科目区分	授業科目名	単位数		開講年次・時間数								備考		
					1年		2年		3年		4年				
			必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
公認心理師科目	心理学基礎科目	公認心理師の職責	2		30										
		心理学概論	2		30										
		臨床心理学概論	2			30									
		心理学研究法	2		30										
		心理学統計法Ⅰ	2			30									
		心理学統計法Ⅱ		2			30								*
		心理学実験	2				90								
心理学発展科目	心理学発展科目	知覚・認知心理学		2			30								
		学習・言語心理学Ⅰ	2			30									
		学習・言語心理学Ⅱ		2				30							*
		感情・人格心理学Ⅰ	2					30							
		感情・人格心理学Ⅱ		2					30						*
		神経・生理心理学Ⅰ		2			30								*
		神経・生理心理学Ⅱ		2				30							*
		社会・集団・家族心理学Ⅰ	2			30									
		社会・集団・家族心理学Ⅱ		2					30						
		発達心理学Ⅰ	2				30								
		発達心理学Ⅱ		2				30							*
		障害者・障害児心理学	2						30						
		心理的アセスメント		4			60								*
		心理学的支援法Ⅰ	2						30						
		心理学的支援法Ⅱ		2						30					*

実践心理学	健康・医療心理学Ⅰ	2				30						
	健康・医療心理学Ⅱ		2				30				*	
	福祉心理学	2						30				
	教育・学校心理学Ⅰ	2				30						
	教育・学校心理学Ⅱ		2					30			*	
	司法・犯罪心理学	2							30			
	産業・組織心理学		2			30						
	心理学関連科目	人体の構造と機能及び疾病Ⅰ		2	30							
		人体の構造と機能及び疾病Ⅱ		2		30						
		精神疾患とその治療		2			30					*
		関係行政論		2					30			
	実習演習科目	心理演習		4					120			
		心理実習Ⅰ		2						60		
		心理実習Ⅱ		2							60	
臨床心理専門科目	研究	専門演習Ⅰ	2					30				
		専門演習Ⅱ	2						30			
		専門演習Ⅲ	2							30		
		専門演習Ⅳ	2								30	
		心理文献購読Ⅰ		2						30		
		心理文献購読Ⅱ		2							30	
		心理情報処理		2				30				
	専門基盤科目	心理科学基礎Ⅰ		1		15						
		心理科学基礎Ⅱ		1			15					
		心理科学基礎Ⅲ		1				15				
		心理科学基礎Ⅳ		1					15			
		ジェンダー論		2				30				
		環境心理学		2				30				
		心理学の歴史		2						30		

	臨床心理学 特別講義Ⅰ		2							30	
	臨床心理学 特別講義Ⅱ		2								30
	ソーシャル ワーク概論		2						30		
コミュニケーション科目	コミュニケー ション実 践論Ⅰ		2	30							
	コミュニケー ション実 践論Ⅱ		2		30						
	コミュニケー ション実 践論Ⅲ		2				30				
心理療法	心理療法の 実際Ⅰ		2					30			
	心理療法の 実際Ⅱ		2					30			
	心理療法の 実際Ⅲ		2						30		
	心理療法の 実際Ⅳ		2							30	
進路支援科目	キャリア・プ ランニングⅠ	2				30					
	キャリア・プ ランニングⅡ	2					30				
	キャリア・プ ランニングⅢ	2						30			
	キャリア・プ ランニングⅣ	2							30		
医療系科目	内科学		2			30					
	遺伝学		2					30			
	公衆衛生学		2						30		
	小児科学		2					30			
産業心理科目	行動経済学		2						30		*
	労働安全衛 生論		2				30				
医療DX科目	医療データ サイエンス 入門Ⅰ		2			30					
	医療データサ イエンス入門 Ⅱ		2				30				
専門教育科目 合計100単位以上修得											
合計127単位以上修得 (必修56単位・選択71単位以上)											

※専門教育科目における選択科目中、「\*」の科目より14単位以上修得。

リハビリテーション科学部 理学療法学科 全学教育科目

区分	授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考																
				1年		2年		3年		4年																		
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期																	
全学教育科目	導入科目	基礎ゼミナール	1		30																							
		文章指導	1		30																							
	教養科目	人間と思想		2		30																				2単位以上修得		
				2	30																							
				2	30																							
		人間と文化		2	30																						2単位以上修得	
				2	30																							
		人間と社会		2		30																					2単位以上修得	
			2	30																								
			2	30																								
	健康・運動科学科目	健康・運動科学演習	1		30																							
			1		30																							
	外国語科目	英語Ⅰ	1		30																							
				1				30																				
		英語Ⅱ	1		30																							
				1				30																				
		初修外国語		1				30																				
				1				30																				
	情報科学科目	情報処理演習	1		30																							
			2				30																					
	自然科学科目	自然科学入門	2		30																							
			2			30																						
			2	30																								
			2		30																							
	医療基盤科目	多職種連携	2		30																							
				1						30																		1単位以上修得
			1						30																			
		2																		30						自由選択科目※		
	医療倫理	2			30																							

全学教育科目 合計28単位以上修得（うち必修17単位）

※自由選択科目：卒業必要単位数には含めない。

リハビリテーション科学部 理学療法学科 専門教育科目

区分	授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
リハビリテーション基礎科目	解剖学Ⅰ	1		30									
	解剖学Ⅱ	1		30									
	解剖学演習	2				60							
	生理学Ⅰ	1		30									
	生理学Ⅱ	1			30								
	生理学演習	1			30								
	運動学Ⅰ	1			30								
	運動学Ⅱ	1			30								
	運動学演習	1				30							
	人間発達学	2				30							
	人間発達学特論		1				15						
	医学概論	1		15									
	病理学	2				30							
	整形外科学	2				30							
	内科学	2					30						
	神経学	2					30						
	高次脳機能障害学		1					15					
	小児科学	2						30					
	精神医学Ⅰ	2						30					
	精神医学Ⅱ		2						30				
	リハビリテーション医学	1							15				
	臨床心理学	1							15				
	薬理学	1								15			
	公衆衛生学	1				15							
	栄養学	1								15			
	リハビリテーション概論	1			30								
	社会保障制度論	1				15							
	障がい者当事者論	1						15					
	医療数学入門		1		15								
	医療物理入門		1		15								
医療生物入門		1		15									
理学療法概論	1			15									
理学療法概論演習	1				30								
理学療法管理・運営論	1										15		
理学療法研究法	1							30					
医療コミュニケーション	1								30				
理学療法基礎評価学Ⅰ	2					60							
理学療法基礎評価学Ⅱ	2						60						
画像評価学	1							15					
機能障害学	1						30						
物理療法学Ⅰ	1								30				
物理療法学Ⅱ	1									30			
運動療法学Ⅰ	1					15							



	理学療法研究セミナー（実験研究）Ⅰ	1				30				4単位以上 修得
	理学療法研究セミナー（実験研究）Ⅱ	1					30			
	理学療法研究セミナー（実験研究）Ⅲ	1						30		
	理学療法研究セミナー（実験研究）Ⅳ	1							30	
	理学療法研究セミナー（観察研究）Ⅰ	1				30				
	理学療法研究セミナー（観察研究）Ⅱ	1					30			
	理学療法研究セミナー（観察研究）Ⅲ	1						30		
	理学療法研究セミナー（観察研究）Ⅳ	1							30	
	理学療法実践セミナーⅠ	1				30				
	理学療法実践セミナーⅡ	1					30			
	理学療法実践セミナーⅢ	1						30		
	理学療法実践セミナーⅣ	1							30	
自由選択科目	医療データサイエンス入門Ⅰ	2			30					
	医療データサイエンス入門Ⅱ	2				30				
専門教育科目 合計101単位以上修得（うち必修97単位）										
理学療法学科 合計129単位以上（必修114単位、選択15単位）修得										

※自由選択科目：卒業必要単位数には含めない。



リハビリテーション科学部 作業療法学科 全学教育科目

区分	授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考			
				1年		2年		3年		4年					
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期				
全学教育科目	導入科目	基礎ゼミナール	1		30										
		文章指導	1		30										
	教養科目	人間と思想		2		30									2単位以上 修得
				2	30										
				2	30										
		人間と文化		2	30										2単位以上 修得
				2	30										
		人間と社会		2		30									2単位以上 修得
			2	30											
			2		30										
	健康・運動科学 科目	健康・運動科学	1		30										
		演習	1			30									
	外国語科目	英語 I		1	30									4単位以上 修得	
				1			30								
		英語 II		1		30									
				1			30								
		初修外国語		1			30								
				1			30								
	情報科学科目	情報処理演習	1		30										
		統計学	2				30								
	自然科学科目	自然科学入門		2	30									6単位以上 修得	
				2		30									
				2	30										
				2		30									
	医療基盤科目	多職種連携		2	30									1単位以上 修得	
				1				30							
			1				30								
医療倫理		2			30				(30)	(30)		自由選択科目※			

全学教育科目 合計28単位以上修得（うち必修19単位）

※自由選択科目：卒業必要単位数には含めない。

※時間数を（ ）で記載している授業科目は、開講時期を3年前期、又は4年前期のいずれかで履修することができる。

リハビリテーション科学部 作業療法学科 専門教育科目

区分	授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
リハビリテーション基礎科目	解剖学Ⅰ	1		30									
	解剖学Ⅱ	1		30									
	解剖学演習	2				60							
	生理学Ⅰ	1		30									
	生理学Ⅱ	1			30								
	生理学演習	1			30								
	運動学Ⅰ	1			30								
	運動学Ⅱ	1			30								
	運動学演習	1				30							
	人間発達学	2				30							
	人間発達学特論		1				15						
	医学概論	1		15									
	病理学	2				30							
	整形外科学	2				30							
	内科学	2					30						
	神経学	2					30						
	高次脳機能障害学	1					15						
	小児科学	2					30						
	精神医学Ⅰ	2					30						
	精神医学Ⅱ	2					30						
	リハビリテーション医学	1					15						
	臨床心理学	1					15						
	薬理学	1					15						
	公衆衛生学	1				15							
	栄養学	1					15						
	リハビリテーション概論	1		30									
	社会保障制度論	1			15								
	障がい者当事者論	1				15							
	医療数学入門		1	15									
	医療物理入門		1	15									
医療生物入門		1	15										
作業療法概論	2		30										
職業倫理・管理学	1								15				
作業療法技術学演習Ⅰ	1			30									
作業療法技術学演習Ⅱ	1				30								
作業療法研究法	1						15						
評価学概論	1				15								
作業療法基礎評価学演習	1				30								
身体機能評価学	1					30							
身体機能評価学演習	1					30							
画像評価学	1					15							



	医療データサイエンス 入門Ⅱ	2				30						
専門教育科目 合計104単位以上修得												
作業療法学科 卒業要件単位数 合計132単位（必修123単位・選択9単位）以上修得												
※自由選択科目：卒業必要単位数には含まない。												
音楽療法士 コース科目	音楽理論	2		30								
	ソルフェージュ	2			60							
	器楽（鍵盤）	2			60							
	器楽（弦）	2				60						
	伴奏法	2				60						
	合唱	2					60					
	アンサンブル	2						60				
	即興演奏	2							60			
	教育相談（カウンセリ ング）	1									15	
	音楽療法各論Ⅱ	2								30		
	音楽療法総合演習	3										90
音楽療法士コース履修者は、専門教育科目 合計128単位（作業療法学科106単位以上＋音楽療法コ ース科目22単位）以上修得												
音楽療法士コース 合計156単位（必修147単位・選択9単位）以上修得												

リハビリテーション科学部 言語聴覚療法学科 全学教育科目

区分	授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考	
				1年		2年		3年		4年			
		必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
導入科目	基礎ゼミナール	1		30									
	文章指導	1		30									
教養科目	人間と思想		2	30									6単位以上 修得
			2	30									
	人間と文化		2	30									
			2	30									
	人間と社会		2		30								
			2	30									
			2	30									
健康・運動科学 科目	健康・運動科学	1		30									
	演習		1		30							自由選択科 目※	
全学教 育科目 外国語科目	英語Ⅰ		1	30								4単位以上 修得	
			1			30							
	英語Ⅱ		1	30									
	初修外国語		1			30							
			1				30						



言語学	2			30								
音響学	3			45								
言語発達学	2				30							
日本語学		2			30							自由選択科目※
心理言語学		2				30						自由選択科目※
学習・認知心理学	2		30									
生涯発達心理学	2			30								
人間発達学特論		1				15						自由選択科目※
神経生理心理学		1				15						自由選択科目※
臨床心理学	2				30							
心理測定法	1			15								
リハビリテーション概論	1		30									
社会保障制度論	1			15								
障がい者当事者論	1				15							
英語論文講読		1						15				自由選択科目※
音楽療法学		1								15		自由選択科目※
失語症学Ⅰ	1					15						
失語症学Ⅱ	2					30						
高次脳機能障害学	2						30					
言語発達障害学Ⅰ	2				30							
言語発達障害学Ⅱ	1					15						
発声発語障害学Ⅰ	2					30						
発声発語障害学Ⅱ	2						30					
摂食嚥下障害学	2						30					
基礎聴覚評価学	1				15							
聴覚障害学Ⅰ	2				30							
聴覚障害学Ⅱ	2					30						
失語症学演習Ⅰ	1						30					
失語症学演習Ⅱ	1						30					
高次脳機能障害学演習	1						30					
言語発達障害学演習Ⅰ	1				30							
言語発達障害学演習Ⅱ	2					60						
発声発語障害学演習Ⅰ	1					30						
発声発語障害学演習Ⅱ	2						60					
摂食嚥下障害学演習	1						30					

言語聴覚療法専門  
科目

聴覚障害学演習Ⅰ	1				30						
聴覚障害学演習Ⅱ	2					60					
臨床入門Ⅰ	1					15					
見学実習	1					45					
臨床入門Ⅱ	1							45			
評価実習	5							225			
総合実習	8								360		
画像評価学		1						15			自由選択科目※
聴覚評価学特論		1						15			自由選択科目※
発声学		1						15			自由選択科目※
研究法		1							15		自由選択科目※
言語聴覚ゼミナールⅠ	1							30			
言語聴覚ゼミナールⅡ	1									30	
言語聴覚障害学概論	2			30							
地域言語聴覚療法学	1						15				
評価診断学	1							15			
臨床技能演習	1							45			
言語聴覚学基礎演習	1							30			
言語聴覚学講究		4							60		4単位以上 修得
言語聴覚学総合講義		4								60	
言語聴覚学特論		2								30	
言語聴覚療法管理学	1									15	

専門教育科目 合計103単位以上修得（うち必修99単位）

言語聴覚療法学科 合計128単位以上修得（必修113単位・選択15単位以上）

※自由選択科目：卒業必要単位数には含めない。

医療技術学部 臨床検査学科 全学教育科目

種類	科目区分	授業科目	単位数		開講年次・時間数								備考			
					1年		2年		3年		4年					
					必修	選択	前期	後期	前期	後期	前期	後期		前期	後期	
教養教育	導入科目	基礎ゼミナール	1		30											
		文章指導	1			15										
	教養科目	人間と思想		2		30										2 授業科目 4 単位以上 履修
				2		30										
		人間と文化		2		30										
人間と社会		2		(30)												
基礎教育	外国語科目	英語Ⅰ	1		30										2 単位以上 修得	
			1			30										
		英語Ⅱ	1				30									
			1						30							
		英語Ⅲ	1									30				
			1										30			
	初修外国語		1		30											
			1		30											
			1		30											
			1		30											
			1		30											
	健康・運動科学 科目	運動科学演習	1			30										
	情報科学科目	情報科学	情報科学	2		30									指定科目	
			情報処理演習	1		30									指定科目	
				2			30									
統計学		1						15								
		1							15							
自然科学科目	物理学	2		30												
	化学	2		30												
	生物学	2		30												
医療基盤 教育	医療基盤科目	多職種連携	2		30											
			2						30							
		医療倫理	1			15										

全学教育科目 合計30単位以上履修（うち必修24単位）

\*時間数を（ ）で記載している授業科目は、当該期（前期又は後期）に複数の授業題目により行われる場合があることを示す。







医療安全管理学	医療安全管理学	1				15						
	医療安全管理学 演習Ⅰ	1				30						
	医療安全管理学 演習Ⅱ	1							30			
	臨地実習	臨地実習	12						360			
卒業研究	卒業研究	6							180			
専門選択科目	医療データサイエンス入門Ⅰ		1		30							1単位以上取得
	医療データサイエンス入門Ⅱ		1		30							
	健康食品学		1					30				食品衛生管理者、 食品衛生監視員、 健康食品管理士
	食品関係法規		1					15				
	食品衛生学		1						15			食品衛生管理者 食品衛生監視員
	コミュニケーション演習		1						30			
自由選択科目	サイエンスライティングⅠ		[1]	15								
	自然科学入門 (基礎数学)		[1]	15								
	自然科学入門 (基礎化学)		[1]	15								
	自然科学入門 (基礎生物学)		[1]	15								
専門教育科目 合計114単位以上修得（うち必修113単位）												
臨床検査学科 合計144単位以上修得（必修137単位、選択7単位）												

※ 単位数欄が[ ]の科目は、自由選択科目を示し、卒業必要単位数には含まない。